

商品概要説明書

(令和8年9月25日現在)

商品名	スーパー定期貯金＜年金優遇福祉型＞
ご利用いただける方	○マル優のご利用資格で「障害者」または「その他」に該当する各種の年金や手当を受給されている個人
取扱期間	○2026年4月1日～2027年3月31日
期間	○定型方式 1年 ○自動継続の取り扱いはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○1人1,000円以上、年金福祉型と合わせて300万円以内 ○1円単位
払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入時の店頭表示のスーパー定期1年ものを指標金利とした利率設定方法による適用利率を満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は窓口でお問い合わせください。
手数料	－
付加できる特約事項	○マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取り扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度（公的制度）	○保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支所または信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A信用部信用課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京三弁護士会または岡山弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等

	により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ○金利情勢等により、取り扱いを廃止または上乗せ利率を変更する場合があります。 ○受取口座のある取引店舗での利用とします。

J A岡山